

件名	神崎川ポンプ場 導水ポンプ 3 号インバータ等改修
契約の相手方	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
<p>本改修は、神崎川ポンプ場の導水ポンプ 3 号用インバータ等を経年劣化により取り替えるものである。</p> <p>対象機器は河川水を浄水場へ導水するポンプを動かすために必要不可欠な機器であり当該機器に異常が発生すれば、工業用水が断水等により産業活動に多大な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>本改修作業に伴い盤内機器の配置の検討が必要となるが、既設機器と更新機器を一体的システムとして機能させるために、電気的および物理的な取り合いなど総合的な調整・整備に関するノウハウを有している必要があるため、当該設備の製造・据付した会社である株式会社東芝から「上下水道・環境システム」事業について事業継承を受けている上記業者しか履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所 (電話番号 361-7286)